



- 本庁**
〒328-8686 万町9-25
☎21-2316 FAX21-2673
 - 大平総合支所**
〒329-4492 大平町富田558
☎43-9205 FAX43-8818
 - 藤岡総合支所**
〒323-1192 藤岡町藤岡1022-5
☎62-0900 FAX62-4625
 - 都賀総合支所**
〒328-0192 都賀町家中5982-1
☎29-1100 FAX28-0169
 - 西方総合支所**
〒322-0692 西方町本城1
☎92-0300 FAX92-2611
 - 岩舟総合支所**
〒329-4392 岩舟町静5133-1
☎55-7751 FAX55-4910
- 休日にお困りの時は
本庁日直 ☎(22)3535

お知らせ

栃木市総合計画後期基本計画に関するパブリックコメント(意見募集)

市では、平成25年度～34年度の総合計画として「来て・観て・住んであったか」とちぎ」をキャッチフレーズとした基本構想を定めています。

この総合計画の中には、部門ごとの現状と課題・施策の方向性を取りまとめた5年間の基本計画がありましたが、前期の基本計画が今年度に終了するため、現在、来年度からの「後期基本計画」の策定作業を進めています。

このたび素案を取りまとめましたので、皆さんのご意見をお寄せください。

募集期間 8月10日(木)～9月8日(金)

閲覧場所
市政情報センター(本庁舎4階)、各総合支所地域づくり推進課、市ホームページ

対象者
・市内在住、在勤、在学の方
・市内に事業所等を有する個人、法人等

提出方法
閲覧場所にある提出用紙に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出

市民の皆さんが健康で心豊かに生き生きとした生活を送れるよう各種健康づくりの施策を進めています。

このたび、健康づくりの基本的な考えをわかりやすく示す「健康都市宣言」の素案を作成しました。この素案に対する皆さんのご意見をお寄せください。

対象
・市内在住、在勤、在学の方
・市内に事業所等を有する個人、法人等

募集期間 8月18日(金)まで(必着)

閲覧場所 健康増進課(栃木保健福祉センター2階、本庁舎2階)、市政情報センター(本庁舎4階)、各総合支所市民生活課、市ホームページ

広島平和記念式典 中学生派遣団活動報告会

市立中学校2年生28人で構成される広島平和記念式典中学生派遣団が広島市を訪れ、戦争や広島への原子爆弾の投下について学んできます。中学生が派遣を通して学んだことや感じたことを、報告会で発表します。

提出方法 閲覧場所にある意見書書式(市ホームページにあり)に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出

直接提出 健康増進課、各総合支所市民生活課(平日8時30分～17時15分)

郵送 〒328-0027 栃木市今泉町2-1-40 栃木市健康増進課あて

FAX (25)3513

その他 kenkou04@city.tochigi.lg.jp

後日市ホームページで公表します(住所・氏名等は非公表)。

意見に対する個別回答はしません。

健康都市宣言(案)パブリックコメント(意見募集)
健康増進課 ☎(21)2304

健康都市宣言
健康増進課 ☎(25)3512

72年前の8月15日、広島、長崎への原爆投下などにより多くの犠牲のもと、日本は終戦を迎えました。このような悲劇を二度と繰り返すことがないように、栃木市では、平成24年3月1日に「非核平和都市宣言」を行いました。

この機会に道路とふれあい、道路の役割や重要性を改めて認識することで、道路を広く、美しく、安全に利用しましょう。きれいで住みよい街づくりのために、道路や側溝清掃など身近な道路の美化活動にご協力をお願いします。なお、清掃に必要な用具は貸し出していますので、問い合わせください。

国道河川維持課
☎(21)2408

消防本部予防課

行い、各種啓発事業に取り組んでいます。

終戦の日を間近に控え、核兵器のおそろしさや命の貴さ、そして平和について、改めて考えてみませんか。

総務課 ☎(21)2342

設置場所は？
寝室と寝室のある階の階段部分に「煙感知器」を設置しましょう(図参照)。

また、栃木市では設置義務はありませんが、台所にも「熱感知器」を設置して、非常時に備えましょう。

購入先は？ ホームセンターや家電量販店などで購入できます。※消防職員が訪問して販売することはありません。

定期的な作動確認
春秋の火災予防運動の時期などに、確認をしましょう。警報器の点検ボタンを押すか点検ひもを引くなどの方法で確認できます。

交換時期は？
設置後10年です。本体内部が劣化していることもありますが、電池だけでなく、本体ごと交換することを推奨します。



2017年度 第2回栃木市高校生議会

次世代を担う高校生による模擬市議会を開催します。高校生の質問・提案に対し、市議会同様に市長のほか執行部が答弁します。事前申し込み不要で、どなたでも傍聴できます。

高校生ならではの柔軟で夢のある提案を行う、いつもとは一味違う新鮮な議会風景をぜひご覧ください。

日時 8月4日(金)14時～16時

場所 市議会議場(市役所本庁舎4階)

総務課 ☎(21)2346

8月は道路ふれあい月間
この機会に道路とふれあい、道路の役割や重要性を改めて認識することで、道路を広く、美しく、安全に利用しましょう。きれいで住みよい街づくりのために、道路や側溝清掃など身近な道路の美化活動にご協力をお願いします。なお、清掃に必要な用具は貸し出していますので、問い合わせください。

国道河川維持課
☎(21)2408

70歳以上の国民健康保険の方へ 高齢受給者証の更新
現在交付されている高齢受給者証の有効期限は7月31日(月)です。新しい高齢受給者証は7月下旬にお送りします。

※3割負担の方(課税所得145万円以上の方とその世帯の方)でも、次のいずれかに該当する場合は2割負担(昭和19年4月1日以前生まれの方は1割)に変更されます。該当する方は、収入額を確認できる書類、国民健康保険被保険者証、国民健康保険高齢受給者証、印かんをお持ちのうえ、7月31日(月)までに窓口へお越しください。

・高齢者単身世帯で平成28年中の収入合計383万円未満の方
・高齢者複数世帯で平成28年中の収入合計520万円未満の方

国民健康保険の方へ 限度額適用認定証等の更新
国民健康保険課 ☎(21)2131

国民年金の種別と手続き

適用・標準負担額減額認定証
国民年金課 ☎(21)2131

国民年金の種別
日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入します。年金の加入者の種別は次の三種類です。

第一号被保険者 自営業者・学生等
第二号被保険者 厚生年金等に加入しているサラリーマン等
第三号被保険者 第二号被保険者に扶養されている配偶者

国民健康保険の方へ 限度額適用認定証等の更新
入院等で医療費が多くかかる際は「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を取得して病院等の窓口へ提示すると、同じ診療月で、1医療機関の窓口での医療費の支払い額が一定の限度額までとなったり、入院時の食事が減額されたりします。

現在交付している認定証等は、7月31日(月)で有効期限が切れますのでご注意ください。新しい認定証等の申請手続きは、8月1日(火)から受け付けます。

対象
第三号被保険者が60歳未満で、①配偶者の退職、②本人のパート等収入の増加、③配偶者の死亡、④離婚、などの理由で被扶養配偶者でなくなると、第一号被保険者になります。市役所又は各総合支所で手続きをしてください。(手続きには印かん、資格喪失証明書書等、年金手帳が必要です。)

国民健康保険課 ☎(21)2134

国民健康保険の方へ 限度額適用認定証等の更新
入院等で医療費が多くかかる際は「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を取得して病院等の窓口へ提示すると、同じ診療月で、1医療機関の窓口での医療費の支払い額が一定の限度額までとなったり、入院時の食事が減額されたりします。

現在交付している認定証等は、7月31日(月)で有効期限が切れますのでご注意ください。新しい認定証等の申請手続きは、8月1日(火)から受け付けます。

対象
第三号被保険者が60歳未満で、①配偶者の退職、②本人のパート等収入の増加、③配偶者の死亡、④離婚、などの理由で被扶養配偶者でなくなると、第一号被保険者になります。市役所又は各総合支所で手続きをしてください。(手続きには印かん、資格喪失証明書書等、年金手帳が必要です。)

国民健康保険課 ☎(21)2134

国民年金の種別と手続き

適用・標準負担額減額認定証
国民年金課 ☎(21)2131

国民年金の種別
日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入します。年金の加入者の種別は次の三種類です。

第一号被保険者 自営業者・学生等
第二号被保険者 厚生年金等に加入しているサラリーマン等
第三号被保険者 第二号被保険者に扶養されている配偶者

国民健康保険の方へ 限度額適用認定証等の更新
入院等で医療費が多くかかる際は「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を取得して病院等の窓口へ提示すると、同じ診療月で、1医療機関の窓口での医療費の支払い額が一定の限度額までとなったり、入院時の食事が減額されたりします。

現在交付している認定証等は、7月31日(月)で有効期限が切れますのでご注意ください。新しい認定証等の申請手続きは、8月1日(火)から受け付けます。

対象
第三号被保険者が60歳未満で、①配偶者の退職、②本人のパート等収入の増加、③配偶者の死亡、④離婚、などの理由で被扶養配偶者でなくなると、第一号被保険者になります。市役所又は各総合支所で手続きをしてください。(手続きには印かん、資格喪失証明書書等、年金手帳が必要です。)

国民健康保険課 ☎(21)2134

国民健康保険の方へ 限度額適用認定証等の更新
入院等で医療費が多くかかる際は「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を取得して病院等の窓口へ提示すると、同じ診療月で、1医療機関の窓口での医療費の支払い額が一定の限度額までとなったり、入院時の食事が減額されたりします。

現在交付している認定証等は、7月31日(月)で有効期限が切れますのでご注意ください。新しい認定証等の申請手続きは、8月1日(火)から受け付けます。

対象
第三号被保険者が60歳未満で、①配偶者の退職、②本人のパート等収入の増加、③配偶者の死亡、④離婚、などの理由で被扶養配偶者でなくなると、第一号被保険者になります。市役所又は各総合支所で手続きをしてください。(手続きには印かん、資格喪失証明書書等、年金手帳が必要です。)

国民健康保険課 ☎(21)2134